

信州大学経法学部と佐久穂町との連携に関する協定書

信州大学経法学部（以下「甲」という。）と佐久穂町（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携協力し、コミュニティの活性化や地域福祉の充実、景観保全などを進め、地域課題の解決と人材の育成に寄与することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について、連携・協力するものとする。

- （1）コミュニティ活性化に関すること。
- （2）地域福祉に関すること。
- （3）景観保全に関すること。
- （4）人材育成に関すること。
- （5）学生教育に関すること。
- （6）その他両者が協議して必要と認める事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の遂行上知り得た相手方の秘密情報及び相手方が保有または管理する個人情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後において、甲乙双方が厳重に管理し、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、第三者に対して開示または漏洩してはならない。

（有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

（協議）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項について必要があるときは、両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ署名押印の上、各自が1通を保管するものとする。

令和7年2月10日

甲 信州大学経法学部長

廣瀬純夫



乙 佐久穂町長

佐々木 勝

